

目 次

林地開発許可申請審査要領

第1節 開発計画に対する指導事項について（事前指導）	1
1 林地開発許可制度の指導	1
2 許可対象としての適合性の点検	1
3 他法令における枠組みの活用	1
4 機能の高い森林の保全	1
5 対象となる開発行為の一体性	3
6 事業計画期間	4
7 関係市町村への説明	4
8 指導の記録と指導後の措置	5
9 用語の定義	5
第2節 許可申請書の審査について	6
1 申請書の收受	6
2 審査基準	6
(1) 一般的事項	6
ア 開発行為の確実性	6
（ア）計画内容の具体性	6
（イ）開発区域内の土地を使用する権利	7
（ウ）他法令等に基づく許認可等	8
（エ）申請者の信用・資力	9
イ 開発行為に係る土地の面積	11
ウ 全体計画との関連	11
エ 一時的利用における事後措置	12
オ 周辺地域の森林施業に対する配慮	12
（ア）地元森林組合の意見	13
カ 周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮	13
キ 残置し又は造成した森林又は緑地の管理	13
（ア）残置森林等の適正な管理等について	13
(2) 法第10条の2第2項第1号関係事項（災害の防止）	15
ア 工事計画の適否	15
イ 土砂の移動量	16
ウ 盛土、切土、捨土工事	16

(ア) 工法等による原則	16
(イ) 切土工事	16
(ウ) 盛土工事	17
(エ) 捨土工事	17
(オ) 小 段	18
エ 擁壁及び法面崩壊防止	19
(ア) 切 土	19
(イ) 盛 土	21
(ウ) 擁壁の構造	22
オ 法面保護の措置	22
カ 土砂流出防止の措置	22
(ア) えん提等の容量	22
(イ) 流出土砂の算定	23
(ウ) えん提等の設置箇所	24
(エ) えん提等の構造	24
(オ) えん提等の堆砂量計算	24
(カ) 災害が発生するおそれがある区域	25
(キ) なだれ危険箇所	25
(ク) 検討結果の整理	26
キ 排水施設の設置	26
(ア) 排水施設の断面（雨水流出量、流出係数、設計雨量強度等）	26
(イ) 排水施設の構造	34
(ウ) 河川又は排水施設管理者の同意	34
ク 洪水調節池等の設置	34
(ア) 洪水調節容量	34
(イ) 余水吐の能力	35
(ウ) 洪水調節の方法	35
(エ) 洪水調節堤の高さ	35
(オ) 下流の流下能力を検討する範囲及び方法	35
(カ) 調節池容量の算定方法	36
(キ) 簡便法による算定方法の解説	37
(ク) 簡便法による調節池の調節容量計算例	39
(ケ) 洪水調節池（ダム）の設計	43
(コ) 沈砂池（沈殿池）	48
ケ その他の災害	50
(3) 法第10条の2第2項第1号の2関係事項（水害の防止）	51

ア	洪水調節地等の設置	51
(ア)	洪水調節容量	51
(イ)	余水吐の能力	52
(ウ)	洪水調節の方法	52
(エ)	洪水調節堤の高さ	52
(オ)	増加率の検討する範囲	52
(カ)	調節池容量の算定方法	53
(4)	法第10条の2第2項第2号関係事項（水の確保）	54
ア	水利用等に対する措置	54
イ	水質悪化の防止措置	54
(5)	法第10条の2第2項第3号関係事項（環境の保全）	55
ア	森林又は緑地の残置又は造成	55
(ア)	残置し又は造成する森林又は緑地の割合	55
(イ)	造成森林について	59
(ウ)	跡地緑化について	60
イ	周辺の植生の保全等	60
ウ	景観の維持	61
エ	環境アセスメントについて	61
(6)	太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為について	62
ア	事業終了後の措置について	62
イ	自然斜面への設置について	62
ウ	排水施設的能力及び構造等について	62
(ア)	排水施設の断面について	63
(イ)	排水施設の構造等について	63
エ	残置し、若しくは造成する森林又は緑地について	63
オ	その他配慮事項	65
(ア)	住民説明会の実施等	65
(イ)	景観への配慮	65
第3節	申請図書等について	66
1	申請書類の規格・編冊順序	66
2	申請書類の作成基準	67
3	許可後の諸手続きと提出書類	78